

## 1 大学等における障害のある学生の現状

日本においては、2007年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、2011年の「障害者基本法」の改正や2013年の障害者差別解消法の策定等、関連の国内法の整備を進めてきた。また、文部科学省においては、2012年に「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を開催し、障害のある学生に対する修学支援の在り方と具体的な方策について検討を行い、「第一次まとめ」として取りまとめた。そして、2015年に「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を策定し、2016年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行された。これにより、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が法的に義務ないし努力義務とされ、大学・短期大学・高等専門学校（以下、大学等）においても一定の取組が求められることとなった。

独立行政法人日本学生支援機構の調査によれば、2015年5月1日現在、21,721人の障害のある学生が大学等に在籍しており、これは全学生の0.68%に当たる。2010年の調査では8,810人、2005年の調査では5,444人であり、この10年で障害のある学生数は約4倍と急増している。なお、障害のある学生が在籍する大学等は、880校であり、全学校数の74.5%にあたる。

支援の実施状況は、以下のとおりである。

### ① 授業支援

障害のある学生への授業支援実施校数は686校（全体の58.0%）であり、最も多くの大学等で実施されているのは「教室内座席配慮」416校（35.2%）、次いで「配慮依頼文書の配付」390校（33.0%）、「実技・実習配慮」306校（25.9%）となっている。

### ② 授業以外の支援

授業以外の支援実施校数は619校（52.4%）であり、最も多くの学校で実施されているのは「専門家によるカウンセリング」386校（32.7%）、次いで「休憩室・治療室の確保等」253校（21.4%）、「対人関係配慮」237校（20.1%）となっている。

## 2 事例の紹介

本稿では、100年前から視覚障害者を受け入れている私立のR大学の2年生に在学している点字使用学生のAさんを紹介する。R大学には視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、発達障害等の障害のある学生が在学している。R大学は、専門の職員8人による「しょうがい学生支援室」を事務局に、13部局のネットワークを作って障害のある学生をサポートするが、支援室は調整役で、大学全体で支える体制になっている。「しょうがい学生支援室」では、バリアフリー講座やゴールボール体験会など、学生や教職員を対象としたイベントを毎年開催しているほか、外部の方も参加できる公開講演会も開催している。講演会ではより多くの方にご参加いただけるよう、手話通訳、学生スタッフによるパソコンテイク・移動サポート等の支援を行っている。

コミュニティ福祉学部2年のAさんは現在、バリアフリーの映画上映サークルの代表として、忙しい大学生活を送っている。視覚特別支援学校（盲学校）時代、R大学のオープンキャンパスに参加し、「一緒に考えてやっていきましょう」と言われ、進学を決めた。

授業で使うテキストは事前にパソコンに取り込み、それを点字に変換する機械で読み取る。板書は見えないため、担当教員に読み上げてもらい、ノートをとる代わりに点字で記録する。

Aさんは入学直後、他の学生が手書きで解答する授業中の小テストをパソコンで解答できるよう担当教員に相談した。「支援室はいつでも相談に乗ってくれるし、要望は授業担当の先生に対応してもらえる。図書館いきなり行っても大丈夫だし、学生食堂食のおぼちゃんはお盆を席まで運んでくれる」と話す。

R大学は1919年に視覚障害者が入学した記録が残るなど、長年、障害のある学生を受け入れてきた。しょうがい学生支援室課長は「できないこともあるが、まずは受け入れて大学全体で何ができるか話し合うことが大切」と強調する。



ゴールボール体験会の様子

### 3 今後の課題

各大学等において、障害のある学生支援の体制が整備はされてきているものの、教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保するといった教育環境の調整をはじめ、高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、障害のある学生への支援を担う人材の養成・配置など、多くの課題もある。大学等の教職員や学生全体に対する理解促進の取組、大学等から就労への移行に向けて学生への多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワークづくりも重要な課題である。